

午前10時02分 開会

【赤嶺委員長】 ただいまから17回目の議会改革実行委員会を開会いたします。

本日は、前回申し上げましたとおり、積み残しの協議事項について本日全て協議を行いたいため、午後に至る可能性があることをあらかじめお伝えしておきます。委員各位の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

また、皆様におかれましては、録音した音声で発言者が誰なのかが明確に判別できるよう、発言は委員長からの指名を受けた後にボタンを押してマイクに近づいて御発言いただき、発言後はボタンを押してマイクのスイッチを切るようお願いいたします。

委員の出席状況について御報告いたします。全員出席でございます。

それでは日程1、協議事項について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 資料1を御覧ください。前回は配付している今後の協議事項で、前々回、協議済みとなった事項に「＜済＞」と加筆し、更新したものでございます。

資料2を御覧ください。今回の本実行委員会での協議事項一覧から、資料1に記載の協議事項でまだ協議が終わっていない事項について掲載順に抜粋したものでございます。

委員長は、本日はまず、前回の本実行委員会で各会派への持ち帰りとなった資料1の上から9行目に記載の20「全会一致の原則堅持」について再度協議を行った後、資料1でまだ協議が終わっていない記載事項について上から順次協議されたいとのことでございます。

【赤嶺委員長】 前回持ち帰りとなった20「全会一致の原則堅持」について再度協議を行ってまいります。

それでは、質疑、意見等があればお願いします。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時12分 再開

【赤嶺委員長】 再開します。

【中村委員】 この間の作業部会の際にも協議、お話をさせていただきましたけれども、結局、今もうこうなっていると思うのですよ。基本的には全会一致を原則としてやっていくけれども、議論がどうしても平行線になってしまった場合は、委員長が判断して決を採ることもあるという形で、いきなり決を採るということはしないで、今も極力全会一致になるように協議を重ねるという運用になっていると思うのですけれども、前回では、そういう認識なのだけれども、だんだんそれが弱くなってしまって、協議を十分にしないうちに決をどんどん採ろうということに対しての心配があるというようなお話だったと思うので、全会一致を目指して協議するけれども、どうしても全会一致にならないような場合は決を採る場合もあるというところで、ここで現状を確認したということではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【堀口委員】 それが皆さんの会派で合意ができれば、それでいいと思います。

【赤嶺委員長】 皆さん、いかがですか。実際、全会一致の原則というのは今もまだ存在しています。中村委員からお話があったとおりでございますので、この形を確認するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 それでは、全会一致で確認ができたということで、本件に関しては終結したいと思います。

続いて26「交渉会派制導入及び一人会派容認」について説明を求めます。

【中村委員】 26の自民党・新政クラブからの提案ですけれども、今回は取り下げたいと思います。

【赤嶺委員長】 ただいま提案会派から取り下げたいとの意向が示されましたが、皆さん、取下げということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 それでは、本件は取下げといたします。

続いて29「政務活動費の案分」については現状どうでしょうか。

【石田委員】 相模原市議会の政務活動費の案分の基本的な考え方ですとかPDFなどで、それ自体はあるのですが、それを大和市議会の中でどのように運用していくのかというところまでまだ詰め切れていないのが現状でございます。これが詰まり次第、次期もあるということですので焦らず、重要なことですから、改めてしっかりとした形で提案させていただきたいと思っております。

なので、これに関しては持ち越しでお願いしたいと思います。

【赤嶺委員長】 では「政務活動費の案分」については、本日は協議せず、後日再協議ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。ただ、これはもうかなり時間がたっていますから、なるべく早く各会派と協議を進めていただければと思います。

続いて54「議会事務局を議会局へ」の説明をお願いします。

【中村委員】 これについても、今はもう議会事務局の役割が単なる事務を超えて、いろいろな仕事を担っていただいているという現状を考えると、事務局というよりは議会局と名称を改めていったほうがいいのではないかと。議会事務局を議会局と名称も組織も改めている議会も増えてきておりますので、大和市議会もある程度の大きさを持った議会でありますし、議会事務局の仕事もそういった点で広がってきておりますので、議会事務局を議会局に変更してはという提案でございます。

【赤嶺委員長】 質疑はありますか。

【堀合委員】 単なる名称変更だという理解でよろしいのでしょうか。

【中村委員】 本当は単なる名称変更ではいけないとは思いますが、内容を詰めていくには、これからまた市側とも協議したり、各会派でいろいろな協議をしないといけないので、具体的に今後どういう仕事が議会局にも加わっていくのかということは協議しないといけないと思いますけれども、そういう可能性も含めて、まずは議会局という名称、組織の変更を提案しております。

【布瀬委員】 まず、内容を検討した上で名前を変えるほうがいいのではないかなとは思っています。

【赤嶺委員長】 具体的にはどんな内容ですか。

【布瀬委員】 議会事務局が様々な事務、いろいろな仕事を担っていただいている中で、例えば今、中村委員がおっしゃったように、変えてから、今後内容についても少し精査、整理していかないととおっしゃっていたので、私は逆に、内容をいろいろと精査した上で、必要であれば名前を変更するほうがいいのではないかなと考えて、意見を申し上げました。

【中村委員】 そういう御意見も当然あるなと思います。今の議会事務局が事務局という枠を超えて、これからの可能性といいますか、どういうことで仕事の幅があるかという、議会改革の話の中でも過去に議論が行われたことの一つとしては、法制担当者をこの中に置いて、議会としての政策立案能力などを高めていこうというような話があったと思います。これについてはもう事務というレベルを超えている話で、政策立案にも関わっていただけるような形で、議会局と名称、組織を改めてから、

もう議会局となったから、事務の域を超えて、そういう政策立案のサポートまで議会局が担えるようにしようという理由づけにもなるのかなと思っていて……。まだ現在そこまでできていないのですけれども、市側と交渉するときに、議会も、議会局もそのような考えで大和市議会は取り組んでいることを市側に説明する上でも、組織変更をして、そういうことをこれから議会局にも担っていただきたいと思っているのだという議会の意思を明確にするためにも、議会局に変更したらいいのではないかなと思って提案いたしました。

【布瀬委員】 政策立案とか、議会としてやっていかなくてはいけないことは本当に多々ありますし、それを一緒に事務局というわけではなく、職員と一緒にやっていきたいという気持ちを込めて、まず名称変更してというところは理由としてはよく理解できました。そういった意味でも、なぜするのかというところをきちんと話し合っ、中村委員がおっしゃったような思いは共通認識として話し合っておいたほうがいいのではないかなとも思いました。ありがとうございます。

【西田委員】 現状、私が議員活動をしている中で、事務局の方にかかなり助けられているなというのがあります。全県にわたる議員調査などでも、かなり適切なアドバイスをいただいていたりと、アンケートの収集方法についても、市役所の職員の方ならではの視点というののもいただけたりと、そういった自分個人の議員活動を振り返っても、既に事務局という枠組みは超えているのではないかなと感じているところです。共通認識ということでありましたので、個人としての感想を述べさせていただきます。

【石田委員】 私は結構慎重に考えていまして、まず現状、議会事務局は非常にリソースが足りてなくて、大変だなと思っているのです。そういう中で、議会事務局から「事務」を外すと、より広範な仕事になるので、多分議会事務局としてもこの議論というのは不安なお気持ちで聞いているのではないかなと推察します。僕は議会の政策立案だとかに関して、事務的なことを調査してほしいとか、そういうことをお願いするのは事務の範囲なのではないかと思うのですけれども、考え方とかに関しては、議会と事務局というものはある程度……。これはどう思うとか、どういう状況とかいうのを議員のほうから求めていくことはあっていいと思うのですけれども、言い方はよくないのですけれども、ある種線引きをする口実という意味でも「事務」とあるのは現状事務局側としても非常に助かっているかなと思っているので、現行のリソースの中で、体制が整っていない状況で……。これは私の考えなのですが、体制が整っていない中で「事務」を取るというのは慎重に考えています。

【中村委員】 当然いろいろなお考えがあると思いますので、否定するつもりは全くないのですけれども、ただ、議会としての権能をこれから強化していかなくてはいけないということでは、皆さん、同じ思いではないかなと思っています。そして、我々議員だけでは不足している政策立案に関する作業なんかも議会局にサポートしてほしいなという思いは、これまでも議会の中でいろいろ議論があったと思います。なので、具体的に議会事務局が議会局に変わった、その日から何かが大きく変わるということは恐らくないのですけれども、議会の意思としても、これから議会機能を強化していきたい、そのために議会事務局の機能も強化したい。議会事務局の機能強化というのは随分前から議会改革の中で挙がっていた項目ですから、議会事務局の機能を強化する中にあって、まず名称を……。

名称を改めるというのは、最初は名前だけの変更なのかもしれませんが、やはりそこが議会改革の意味でもありますので、これから議会局としてふさわしい機能を議会事務局に備えていただくためにも、まず一步踏み出すことになるのではないかなと思っていますのです。ですから、そういったことが全部整ってから議会局に変更したほうがいいよという御意見も、一つはあると思います。でも、それを待っているとかなかなか先に進まないの、一步踏み出した上で、それに見合った形での組織の

強化とか、事務局の強化とか、あるいは我々議員の認識、マインドのチェンジも含めて意味のあることなのかなと。ここで議論して、まだそういう状況が整っていないから、取りあえず議会事務局でいいよにしてしまうよりは、そういう意味を込めて、議会局に変更したほうが議会改革としては一歩踏み出したことになるのではないかなと私は思っています。

【堀合委員】 議会機能を強める、政治主導をさらに強めるという趣旨については基本的には賛成するところなのですが、その手法については十分に検討しなくてはいけないと言わざるを得なくて、恐らく議院内閣制に、皆さん、物すごく慣れ切ってしまっているがゆえの提案かなという気がしております。国会の議院内閣制では、確かに議員と行政職員が一体となって政策立案することが通常であって、それは当然なのですが、皆さん……。いや、全然違うことはないのですよ。これを行うことによって、皆さん、ブレーンを欲しがっているような感じなのですが、ブレーンであれば外部の人間のほうが絶対いいです。行政の職員に……。いや、そんなことはないですよ。行政の職員がブレーンをやると、当然ですが、行政側に取り込まれてしまうということが現実にかかる可能性があるのですよ。これが起きてしまったら政治主導は弱まりますし、議会機能というのも弱まってしまうわけで、そもそもの意図とは逆のことが起こってしまうので、これは議員次第というところはあります。議員がどのように行政職員の力を借りるか、助言を生かすかということにはなってくるのだけれども、非常に危険なことであるということと言わざるを得ない。

繰り返しになりますけれども、国会の議院内閣制は実際に官僚、行政の職員の意向がかなり反映されたものに実態としてなっているのです。これは、皆さん、よく御存じだと私は思うので、今回の提案、趣旨については大いに賛成するところなのだけれども、手法については少々の疑義を挟まざるを得ないということは指摘しておきます。

【赤嶺委員長】 暫時休憩します。

午前１０時２７分 休憩

午前１０時３４分 再開

【赤嶺委員長】 再開します。

【中村委員】 いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。確かにうちの議会事務局は議会局と言えるような体制がまだ整っていないので、それが整ってから議会局にしたほうがいいのではないかという御意見もよく理解できるところです。その一方で、法制担当職員を置いてほしいという要望はもうずっと前に行政側に言っているのですが、一向にそれは配備されていません。それはうちが議会事務局だからということもあると思うのですよ。そう考えると、これまで議会が言ってきた議会能力、機能の強化、そこにはサポーターとしての事務局機能の強化も含めて求めてきたことをさらに進めるためには、議会として、名称も議会局にしました、それに見合うような組織を市側に人員配置も含めて強く求めていけることにはなるのかなと思っています。

先ほど堀合さんからのお話でありましたけれども、議院内閣制云々とはまた別に、確かに政府においては内閣法制局というのがあって、それが政府の法律案をつくって国会に提出しているわけですが、それとは別に衆議院と参議院にそれぞれ法制局というのがあります。衆議院法制局も、参議院法制局も、それぞれ衆議院議員、参議院議員の議員立法をサポートして国会に提案しているわけです。以前、大和市議会の議会機能の強化の議論の中でも、議会事務局に法制局的な機能を持たせるべきではないのかという話があったと思います。そうであれば、我々２８人の議員が誰でも、例えば議員提案の条例をつくりたいと思ったときにはサポートできる体制。今はないから、そういう状況をつくれば、もっと議員提出の条例案というのもつくりやすくなるのではないかなと思っています。

今の和歌山市議会の数十年、半世紀を超える歴史の中で、議員提出議案というのは五本の指にも満たないと思います。ほんのちょっとです。これは自治体の一つの立法機関とも言えるような議会としてはちょっと残念な状況だと思うので、そういった意味で、実際の現状が整ってから議会局にするというのも一つの考えだし、それを見据えて議会局にしていくというのが我々の提案なので、どちらがいいかは皆さんで協議いただいて、決めていただければと思います。

【堀口委員】 私としても、名前を議会局にすること自体には反対しないのですが、ただ、基地政策が基地対策から名前が変わったけれども、実態はなかなか今までと変わっていないような状況も見て、議会局にということであれば、私たちはまず、人員の確保を早急に求めていく、通常の数、不足しているという状況の中で、すごく事務局も負担が大きいところだと思います。特に議会と行政の板挟みに遭っているところだと思うので、ここの機能を強化するということは大いに賛成しているところなので、まず適正な人数に……。市側も議会と二元代表制と言われているところなので、まずはその機能が十分発揮できる人員配置をお願いする、確保できるとなった段階で議会局に名称を変更し、内容も政策立案ですとか調査権。もっともっと議会としてやっていかなければいけないことはたくさんあると思うのですが、そういったところがどうなのか、引き続き検討していくのがいいのかなと私は思います。これは意見です。

【町田（浩）委員】 今の基地対策から基地政策特別委員会に変わったという話は、ちょっと本旨とは脱線してしまうのですが、議会内でやる内容は特に変わっていないかもしれないのですが、私も防衛省の職員さんとかと会ったり、元自衛隊員の方とかとお話をする中では、基地対策というよりも、基地政策に変わったことで対応とか印象も全然変わっておりますので、すごくいいほうで捉えてくれるようになっていっているなと思っております。議会内のやることは変わっていないかもしれないのですが、対外的に見れば、すごく印象も変わったなということもあるので、そこはちょっと違うのかなということで、意見として述べさせていただきます。

【中村委員】 どちらが先かという話はいろいろあると思うのです。市側に人員の増員とかを要求して、それが議会局にふさわしいような体制になったら議会局にするというのと、議会局にしたのだから、ちゃんとそれに見合うような人員を配置してくれと行政に強く迫れるのか、どちらかなと私は思っています。今までの和歌山市の議会と行政との関係から言うと、幾ら言ってもなかなかつけてくれないわけですよ。現状いないのですから。議会局になったらつけてくれるかということも、確信はないけれども、議会としてのやる気。議会としてはここで議会局にした、神奈川県中、見てくださいよ、議会局になっているところはそれなりの体制をみんな整えていますよ、だから和歌山市も、二元代表制で議会は大事だと言うのだったら、そこに対してしかるべき人員を配置して、議会としての権能が強化できるよう協力してくれと強く主張できるのではないかなという期待も込めて、議会改革の流れの中で議会局とする意思を示すのは意味があるのではないかなと思っています。ありがとうございます。

【村田委員】 先ほどの堀合委員の発言とも関わるのですが、確かに国会でも、衆議院職員、参議院職員がいるわけですが、それはほかの国家公務員とは採用段階で違う、別なわけですよ。先ほどの法制担当者を事務局に置いてほしいという話なのですが、名称変更して、一歩踏み出してという話をするのであれば、あらかじめどこまで期待するのか。採用段階から異なるような議会のスタッフというのはなかなか難しいと思うのです。ですから、名称を変更して、最初の一歩というのは確かに分かるのですが、現段階でも人員等についていっぱいいっぱいというところでは、名前を変えて、事務局に対する要望、要求がどんどん高まっていくというのはなかなか厳しいのではないかなと思います。

【赤嶺委員長】 では、そろそろまとめていきたいと思います。恐らく議会事務局の負担を軽減することや人員増を求めていくところに反対の会派はいないと思います。しかし、名称変更については様々な課題があるということでございますので、人員増を含め、今後の検討課題とすることではいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、本件はそうのようにいたします。

続いて「議会事務局障害者採用の検討」について中村委員。

【中村委員】 この件については取り下げたいと思います。

【赤嶺委員長】 ただいま提案会派から取下げの意向が示されました。取下げということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 それでは、本件は取下げといたします。

続いて59「市民アンケート」について石田委員。

【石田委員】 59、60、61なのですけれども、前に説明をするときに、市のほうでネット上でのアンケートですとか、様々状況が変わってきたことから取り下げたと記憶しているのですが、改めてお話ししたほうがいいでしょうか。

【赤嶺委員長】 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

【赤嶺委員長】 再開します。

【石田委員】 申し訳ないですけれども、市民アンケート、市民モニター制度並びに市民3分演説実施に関しては、かなり前に御提案させていただきましたが、この間、市のほうで、市民アンケートですとか、様々ネット上で行えるシステムになってきたというか、かなり状況の変化がありますので、この3点に関しては取り下げさせていただきたいと考えています。よろしくお願いします。

【赤嶺委員長】 ただいま59「市民アンケート」、60「市民モニター制度」、61「市民3分演説実施」について提案会派から取下げの意向が示されました。取下げということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、この3件は取下げといたします。

続いて62「議場見学会の実施」について堀口委員。

【堀口委員】 議場見学会の実施なのですけれども、議会を知ってもらう、特に親子で議会に行ってみようとか、議場に入って役割を知ってもらうとかというイベントも議会として行っていく必要があるのではないかなということで提案させていただきました。

【赤嶺委員長】 では、協議をお願いします。

【中村委員】 提案者に質問ですが、どの程度の見学会をお考えなのか、お聞きしたいのですが。

【堀口委員】 子ども議会みたいに長時間にわたるものではなくて、議場に入って、議会の紹介を実際やっている自治体もあるので、そういったところも参考にしながら、まず議場に入って、どんなことをやっているのかを知ってもらうというところが1つあります。この後にも出てくると思うのですが、ほかにも議場でコンサートをやったりとか、議場でイベントをやったりしているところもあるので、例えば大和阿波おどりは今年50周年なので、それに合わせてできることとか、工夫しながら、議場で何かを発信するということも必要なのではないかなと思っています。

【赤嶺委員長】 かなり内容が広がっていますけれども、大丈夫ですか。

【堀口委員】 なので、私が今回提案しているのは、そういったことも含めつつ、日本共産党として提案しているこの段階では、議会の役割を知ってもらうというところで議場の見学会。他市の状況も調査研究しながら実施できればいいかなと思っています。

【鳥渕委員】 前段のほうですけれども、今、実際にやっているのではないのかなと思っているのですけれども、それ以上のことを求めているのか。また、やるのであれば、誰が対応するのか。今は管財課が窓口となって、議場の見学会等、各種団体を受け入れて、実際にやられているものと思っていますけれども、もう少し具体的に……。さっき後段のほうであったようにいろいろなイベント等というふうな話も出ましたけれども、それをやるにしても、一体誰が担当するのか。職員がですね。そういうところまで考えなければいけないのではないかなと思います。

【赤嶺委員長】 事務局、今の議場見学について現状どうなっているのか、お答えいただけますか。

【事務局次長】 今、鳥渕委員が言っていたことそのまま、そのとおりなのですが、市内の小学生が学年単位で庁舎見学という形で来て、その一つで議場があります。対応しているのは管財課がリードしていますが、議場の中の説明は事務局がやっています。ですので、今、鳥渕委員がおっしゃったことを踏まえると、今もやっているのです、誰がというところ言えば、議場で説明しているのは職員と言いましたけれども、例えばそこを議員の方が順番で当番制にして担えばそれで足りるのかとか、新規でなくても、そういうところでちょっと絡めるのかなという感じ、思いはしました。

【布瀬委員】 私はこれを見たとき、議場見学といったときには、ただの施設見学ではないというふうに受け止めていました。というのも、議会とはどういうところなのかを市内の小中学生をはじめ、市民の方にも知っていただきたい。例えば親子見学会でもいいと思うのです。ただ、議会というところがどういったところなのかを含めて見学してもらうというふうに受け止めていましたので、案内するのであれば、やはり議員なのかなと私は受け止めていたのですけれども、いかがでしょうか。ほかの市では、ホームページも含め、例えば子供に対して、議会とはこんなところだという案内、リーフレットをつくっていたりとか、議会というものを知ってもらって、議会はどういうところなのか、広く市民の方に理解していただくというところが一番なのかなと思いましたけれども、提案会派としていかがでしょうか。

【堀口委員】 今、管財課で議場見学をされているということでしたけれども、私は議会として実施することにすごく意味があるのかなと思います。先ほど事務局次長もおっしゃいましたが、私たち議員から説明する、議員の立場で子供たち、また、親御さんとか、来ていただいた方に説明するということも、議会の広報だったり、そういうところの強化になるのかなと思っています。多くの自治体は、学校単位とかではなくて、夏休みに募集をかけてやっているような自治体もあるので、そういったところを大和市として補強版にするのか、それとも新規で議会としてやるのかというのは、私は議会としてやっていくほうがいいのかなと考えるのですけれども、それは今後調査研究をしながら、どういった形で実施できるのかも含めて検証というか、検討していきたいなと思います。

【石田委員】 現行行われているということですから、プラスアルファ、どのようにやっていったらいいのかというのは、まだ提案者のほうでも検討していきたいということですから、まずは今回、こういう方向性が示されたというところでいいのではないかな。何かここで具体的に一致して進めるというよりは、一つこういう問題提起といいますか、御提案があったということで意味があるのかなと思っています。なので、ここでどうにかということではないかなと思っています。

【町田（浩）委員】 参考までにお話しさせていただくと、国会見学とか、よくやられていると思う

のですけれども、国会見学の場合、2パターンあって、1つ目は、一般で申込みをすると、守衛さんが通常の本会議場とか、決められたコースを案内して見学するようになっています。2パターン目は、議員紹介だと特別通行証みたいなものが発行されて、今回、30人ですとか、40人ですとか言うと、特別通行証によって、一般のコースとはまた違う委員会室を見学できたりとか、私たち自民党だったら自民党の控室を見学してもらおうとか、議員食堂で昼食を取るとか、そういったことができるようになっていっているので、イメージとしてどちらなのかなというところが、すみません、自分の中で少し混乱している部分なので、前者なのか、後者なのか、ちょっと不明な点をお聞きします。

【堀口委員】 私も子供たちが議員紹介で国会に修学旅行というか、見学に行ったりする制度があるのは存じているのですけれども、議員の紹介となると、やはりいろいろな課題があるのかなとは思いますが。何でここで提案しているかという、議会として周知啓発ではないのですけれども、そういった広報も含めて開かれた議会にしていこうということであれば、なるべく若い世代の方、特にお子さんをお持ちの方とかにも興味を持ってもらえる。イベント的なところで、まず興味を持っていただきたいなというところが一つあったので、どちらかというところと前者になるような感じです。

【中村委員】 先ほど事務局からお話がありましたけれども、今はもう学校とかが社会科見学の一環として庁舎見学で市に申し込んで、議場を見ることはできる。実際やっていますね。ただ、私たちが、例えば地域の方とかに、議会はどういうところか、議場を見てほしいと思って議場に案内することは、多分今はできないと思うのです。見学会と書いてあったから、どの程度のことを考えておられるのかなと思って、私、最初に質問させていただいたのですけれども、低いハードルとしては、例えば地域の方々に議会を知ってもらおうと思って、議会を御案内したいと思っても、今はできないのですよ。ですから、ハードルが低いその辺りからできていいのかなと。そうすれば、事務局の方にも負担がかからないというか、議員の責任で議場を見学していただいて、そういったところで様子を見ながら、堀口委員が最初におっしゃったように国会見学の前者のように申し込めば、例えば事務局の人とか、あるいは議員が交代でやるのかは分からないけれども、誰でも見学できるというところに広げていっても、現実的には実効性は高いのかなと話を聞いていて思いました。

【布瀬委員】 いろいろとお話をお聞きしていると、どういったことを提案会派としてイメージされているのか。私も少しイメージできないというか、年間に1回とか、2回とか、議会を分かってもらうために議会主催でやるのか、もしくは向こうからの申出によって、そのようなことができる体制をつくるのかのどちらなのか。できれば他市の事例も踏まえて具体的に御提案いただいたほうが、これはいいねというか、こうしたほうがいいのではないかとといった発展的な議論になるのかなとは思いました。これは意見です。

【赤嶺委員長】 では、議場見学、また、見学会について反対されている方はいないと思いますけれども、具体的な内容についてはまだ検討の余地があると考えていらっしゃるのかなと感じました。運営を誰が行うのか、費用は誰が出すのか、そういったところも踏まえて、議場見学会については、意見のある会派が代表者会や議会運営委員会なりに今後提案していく形で実現を求めてみてはいかがでしょうか。

【布瀬委員】 ここではなくて。

【赤嶺委員長】 ここで結論が出ないので、今提案をしています。

【堀口委員】 分かりました。うちの会派が提案していることなので、改めて具体策というか、他市の事例も含めて具体的に、議運またはその他のところでしっかり提案させていただきたいと思います。

【赤嶺委員長】 皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。

続いて65「エンターテイメント性強化」について、堀合委員、お願いします。

【堀合委員】 議会改革の文脈の中でも、宣伝だったり、広報だったりを強化することについては、かなり具体的な検討がなされています。しかしながら、関心を持っていただいたり、議場に来る人を増やしたとしても、やっていることにそもそも興味を抱いていただければ、こんなもの、あまり見るものではないなと思われてしまっは大変悲しいので、やはりその内容について「エンターテイメント性」という言葉を使いませけれども、これは、みんなが冗談を言い合って、大爆笑の渦にあふれているという意味ではなく、内容にしっかりと興味を持って来てくださった方、見ている方にも参加していただけるのかどうかが大変重要であるということです。そのことについては皆さんも異論を挟むことはないかと思ひますし、本日の検討事項の中でも、質疑の質を高めていくということについては、かなり具体的な手法も踏まえての検討がなされているかと思ひますので、今すぐにぱぱっとできることとしては、当然ですけれども、自己研さんを絶やさずに、質疑の質を高めていったり、あるいは討論の質を高めていったり等、そういったことに議員一人一人が取り組んでいくと同時に、議会改革としても取り組んでいくのだという意思の確認を皆様に取れたらいいかなと思ひております。

【西田委員】 内容なのですから、「国政と違ひそもそも関心がないし、実際やってることもあまり面白くはない」とあるのですが、議会の内容が面白くはないというのはどのように面白くはないと思ひえるのですか。堀合委員は、議会自体が面白くない、仕事自体が面白くないという御認識ですか。

【堀合委員】 いや、違ひます。委員会だったり、本会議だったり、今後、例えば委員会のインターネット中継をやるとか、あるいは議会への傍聴を歓迎しますというふうな形で促しているわけけれども、実際来てくださった方が面白いと思ひるかどうかなという視点で考えると、恐らくはあまり面白くはないと思ひえなうでしょうねということ指摘しています。

【西田委員】 よく分からないのですけれども、議会というのは市政について議論していくところであって、ファンとか、エンターテインメントとか、そういったところとはまたちょっと違ひような気がするのです。ちょっと分からないのですが、仕事に対してこういう自虐性を持った内容を御提案されたということに、私、すごい違和感があるのですけれども、この点についてはどうお考えですか。

【堀合委員】 最初に説明しましたが、別に議会で冗談を言い合って笑いを取ろうとか、そういうことではなく、質疑の質を高めたり、討論の質を高めたりすることによって、市民の皆様の関心をより引きやすくなるということ指摘しています。

【布瀬委員】 もしかしら少し違ひ受け取りになってしまうのかもしれませんが、議会に興味を持ってもらおうといういろいろな取組を行う。例えば広報紙でも真面目にふざけているような広報紙も出てきていますが、そのように市民の関心を引くような何かというところは、私も議会に目を向けてほしいという意味では、そういった視点というのも一つ必要なのではないかなと思ひています。

【赤嶺委員長】 堀合委員、具体的に何かをこうすることで関心を引けるみたいな御説明をもう一度いただいてもいいですか。

【堀合委員】 具体的な提案をするつもりはそもそもないのですけれども、確かに今、布瀬委員が指摘されたように広報紙にキャッチーな要素を盛り込む、読んでくださる皆様の目にぱっと留まるような何かを盛り込むとかいう発想は当然ありかと思ひますし、過去に検討されたこととしては、私が知っている限りでは、例えば大和シルフィードのユニフォームを着て本会議をやるとか、そういったことも市民の皆様の関心を引くという意味では、有効である可能性が十分にあると思ひますので、実現

はしなかったようですけれども、そういった趣旨での提案をこれからも、私も含めて皆さんでしていくべきでしょうということを言っています。

【石田委員】 これは行政ですけれども、他の自治体ではヘビメタバンドと組んで非常に面白いPVを作っていて、かなりインパクトがあるのですけれども、佐渡島をこうやって表しながら「SADO、佐渡」と言って、佐渡の金だとか、豊かな海産物だとかを広く知ってもらおうというのをやっていて、若干炎上するというリスクもあるので……。ただ、それは非常にクオリティーが高くて、最後のほうは、そこのおじいちゃん、おばあちゃんとかも出てきて、非常にいい形で、頭のほうはかなりインパクトがあったかなと思うのですけれども、そこまでのものでなかったとしても、普通にしていたら、まず議会がリーチできない層に対して、そのままにしておくのではなくて、議会側として何らか届くための努力。こちらから膝を曲げて、あちら側の興味がない方々に興味を持っていただけるような内容にして、そしゃくしたものを吐き出していくことは私は必要だと思っています。

ただ、それを議員レベルでやっていくのか、議会レベルでやっていくのかということは、効果を求めていくのであれば、議員レベルでやったほうが機動的にできますので。ただ、まとまるようなものがあるのであれば、議会でやっていくというのもあっていいと思います。何より具体的にこういうものはどうでしょうというのがあったら前に進む話かなとは思っていますので、こういうことはぜひ議論していきたいと思っています。

【中村委員】 堀合委員の御提案は、総論として、もっと関心を持っていただけるような議会にしたというような意味だと理解しました。そういうことであれば、私も総論的には賛成です。具体的に「エンターテインメント性」という言葉がちょっと誤解を招いてしまって。ただ、今、そうではないという御説明をいただいたのでよく分かりましたけれども、要はワイドショーみたいなものではない、あくまでも議会は真面目に議論している場所というのがまず大前提ですよね。だから、そういう関心を持っていただくというのは大事なわけけれども、そこでどの程度フランクな内容にしていくのか。さっきちょっと石田委員も炎上してしまうというようなお話をされましたけれども、間違えると、議会はふざけて遊んでいるみたいな印象を逆に市民に持たせてしまうことにもなりかねないので、慎重にやらなければいけないと思うのです。ただ、総論として、堀合委員がおっしゃったように、もっと市民の皆さんの関心に向けていただけるような議会にしていかななくてはいけないねという御提案は確かにそのとおりだと思います。

そして、今回、具体的な提案をしているわけではないというお話でしたから、議会にもっと市民の皆様方の関心に向けていただきたいということは、みんなそう思っていると思うので、どのような形でそうしていくのかという具体的な提案を今後またいただければ、その都度、議論できればいいのではないかなと思います。今日は総論として、市民の皆さんにもっと関心を持っていただけるような議会にしていかなければいけないねという趣旨で私も了解いたしました。

【赤嶺委員長】 今、中村委員にうまくまとめていただいたように思いますけれども、今お話がありましたように提案会派で具体案の検討を今後も進めていただくこと、また、議会基本条例にありますように、我々は自己の研さんも行いつつ、しっかりと市民の皆様に議会報告を行っていくということも規定されておりますので、こうした中で新たな展開、新たな進捗がありましたら、またしかるべき場所に御提案いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。

続いて4「YouTubeによる議会情報の発信」について村田委員。

【村田委員】 これも65と同様、広く市民に議会に興味を持っていただく、市政に興味を持っていただくという趣旨で御提案させていただいたのですけれども、この話は、以前、出てきたことがありますませんでしたか。

【赤嶺委員長】 ここで暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

【赤嶺委員長】 再開します。

【村田委員】 趣旨としては今申し上げたとおりの話なのですけれども、どういった形でやるか、どの程度編集してやるのか、あるいは委員会の動画公開に関して既にいろいろな御意見があるようなところですので、現段階においては取下げとさせていただきたいと思います。

【赤嶺委員長】 ただいま提案会派から取下げの意向が示されました。取下げということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では、本件は取下げといたします。

続いて63「本会議場の貸し出し」について石田委員。

【石田委員】 こちらに書いてあるとおりなのですが、本会議場で結婚式ですとか、飲食を伴うものはあまり考えていないのですが、セレモニー的なものをやるというのは考えられるのではないかなということで御提案した次第でございます。誰が貸出業務をやるのだということもあると思うのですけれども、実際議会でやるというよりは、宴会とか結婚式なんかの式場を管理している方々と連携して、ある種委託のような形を取ってもいいのかなと私は考えていますが、ちゃんと利益が出るものということであれば、そこに対して一定の委託費を払って運営するということはあるといいのかなと。

ただ、一方で、臨時で議会が使うときにどうするのだということもあろうかと思うのですが、その際には、契約上、臨時で本会議場を使う場合はキャンセルになると。そのリスクも見込んだ上で予約する方は予約していただくし、利用していただく事業者さんにもそこは踏まえていただくようなことも契約の中にはしっかり書き込んだ上で進めていくというふうに考えております。

以上のような提案でございます。よろしくお願いします。

【赤嶺委員長】 副委員長と交代します。

【金原副委員長】 委員長と交代します。

【中村委員】 私、物すごく反対しているわけではないのですけれども、いろいろ検討しなくてはいいことはないかなと思っていて、まず、イベントなら何でもいいというわけではないので、さっき石田委員もおっしゃっていたけれども、どういうものなら使えるのかをある程度明確に決めないといけないと思いますし、料金の設定でありますとか、さっきの免責事項とか、内容をよく詰めた形で可能かどうかということも——これは管財課が管理しているものなので、市側とも協議しないといけないと思うので、物すごく反対しているわけではないのだけれども、結構ハードルは高いかなと思っています。実際私も、どこの議会だったか、忘れたのですけれども、その議場は椅子とかも引っ込んで、要するにホールとして貸せるようなつくりになっているところもありました。そのような取組をしている議会もあるので、石田委員も、議場を貸し出しているような議会があったら、そういったところも研究して、具体的に提案いただくと、もう少し姿というか、様子が分かってくるのかなと感じました。

【石田委員】 熊本市議会とか、大分市議会とか、千葉市議会とかは実際に貸出しできるようにはな

っているみたいでございます。金額的なものに関しては、決して安いものではなくて、何十万円というレベルではございますが、一回一回のものに関してはしっかりとした金額を頂きますので、それぞれ市民の方の価値観はあろうかと思うのですが、自分のまちの市議会で結婚式を挙げたのだというのは一つエッジが利いた結婚式になるので、面白いかなとは思っています。ただ、市側の管財課等とのやり取りも必要だと思います。ただ、市議会としては、そういうことを行政としてやると言うのであれば反対しないことをしっかり意思表示しておく。古谷田市長は市内の資源を使って何とかお金を生み出していくというか、利益を生み出していくことに関しては前向きな市長だと思っておりますから、市議会としては、まずはそういう方向性を何らかの形で出せればいいかなとは考えております。

【中村委員】 これまでも議場を全然貸したことがないかという、4期以上の方はお分かりだと思いますけれども、以前テレビドラマを議場で撮影したことがあって、それは、恐らくテレビ局かどこかに貸したのだと思うのです。あそこでテレビドラマを撮ったとき、我々もみんな議場で出演しました。そのときは金原さんが議長役をやりましたよね。ですから、過去にはそういうロケとして貸し出したということもあるので、全くそういう実績がないわけではないけれども、今回の石田委員の御提案はそれよりももう少し幅広く市民の方々にもという御提案だと思いますので、今お話しになったようにやっているところもあるので、そういったところの課題とかも含めてもう少し調べて、改めて提案いただければと思います。

【町田（浩）委員】 先ほど熊本市議会で議場貸出しをやっているということでしたが、ちょっと今調べたら「熊本市議会の議場は、一般向けの貸出しやレンタルは行っておりません」という結果が出ているのですけれども……。

【石田委員】 確かにこれは一般貸出しではないですね。公募で選ばれた模擬なので、一般の貸出しではないというのは、まさしくそのとおりでございます。すみません。ごめんなさい。僕のほうで調べたやつだと議場……。熊本のやつは模擬と書いてあるので、一般ではないですね。それはそのとおりです。大変失礼しました。そのように前向きに取り組んでいるところもあるということでの事例出しでした。すみません。

【金原副委員長】 ここで、事務局から今の件についてお願いします。

【議事係長】 ここは本庁舎でございますので、基本的にお金を取っての貸出しはできないことになっております。目的外使用の許可をすることは可能なのですけれども、目的外使用の場合はその条例が既にありますので、使用許可処分をするに当たって決まった費用を頂くことはあるのですけれども、何かのイベントに使うために貸し出すようなことは現状では不可能だと考えております。

ちなみに、保健福祉センターのホールなどは貸出しをしていると思うのですけれども、それは公の施設としての存在ですので、公の施設の設置条例に基づいて貸室の費用を決めて貸し出しているということではございます。

【石田委員】 ちょっと検討が甘かったようなので、もう一回出直してきます。

【金原副委員長】 そうなった場合、どういたしますか。今回は取り下げますか。

【石田委員】 貴重なお時間ですので、私の未熟な案を出してしまっ、大変申し訳ありませんでした。もう一回出直してきます。

【金原副委員長】 取下げということで……。

【石田委員】 再検討してまいります。なので、一旦取り下げて、改めてまた出すときには、しっかりと提出させていただきたいと思います。

【金原副委員長】 一旦取り下げて、再検討して、また提出するというところでよろしいですか。今、

石田委員からそういう意見ですので、取下げをして、再度また提案するということで、皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【金原副委員長】 委員長と交代します。

【赤嶺委員長】 交代します。

では、63「本会議場の貸し出し」については取下げといたします。

64「予算決算資料の充実」について石田委員。

【石田委員】 予算決算資料に関して、私たちかなり多くの事業を見えています。事業数でいったら、細々節という一番細かい事業で分けたら、委託事業だけでも1000事業ある。ほかにも、全体の事業数で見てもかなりの数になってきますので、それをたった28人で、しかも、分担作業というか、委員会で分けてはありますけれども、客観的にかなり厳しい状況でやっている。だから、最初からある程度の情報が担保されていなければ網羅的にチェックすることははなからできないであろうことは、市民の方々から見ても、この人員体制でやるのは非常に厳しいだろうというのは多分分かると思うのです。そういう状況下の中で、予算、決算をチェックしていく上での資料というのは、僕はもっと充実していくべきであろうと。何でもかんでもというのは難しいと思っていますので、まず今回御提案させていただくものは1億円以上のものでございます。下鶴間会館などのことに関しては、古谷田市長になってから非常に充実した資料を頂けているとは思っているのですが、議会側として、委託契約の場合、契約書、仕様書など、事業の種別によるのですが、種別ごとに、この情報を出してくださいというものは、ある程度形式化して市側に求めていかなければならないのではないかなと。今、出されている情報量はあまりに弱いかなと思っているのです。なので、その部分に関しては、いろいろ階層の差はあると思うのですが、十分ではないということは多分多くの方が共有しているかなと思うので、今後どうしていくかということをぜひ御議論いたしたく、今回御提案させていただきました。お願いします。

【赤嶺委員長】 では、協議をお願いします。御意見のある方。

【中村委員】 前市長のときにいろいろ委員会でも話し合っ、もう少し議会に対して詳細な資料を出してみたいなことを議会としても求めましたよね。ただ、具体的にこういうものをという提案はなくて、議会がより審議できるような資料を提出してくれということは申し入れまして、以前よりは多少改善されてきているとは思いますが、石田委員がおっしゃるとおり、十分かといえば、必ずしも十分とは言えないところがありますので、これは、私、協議はするべきではないかなと思っています。ただ、どこまでかという線引きがなかなか難しいところなので、そこについてはいろいろな御意見があると思うので、協議をする必要がありますけれども、議会が行政のチェック機能としての役割をしっかりと果たすためには、必要な資料は求めていかななくてはいけないのではないかなと思います。

【堀口委員】 予算、決算にかかわらずということなのですが、今、中村委員も言われたとおり、前市長の件があってから、資料の提出の仕方として市側も議会と協議しますと言っているのですが、なかなかその協議の場が持てないでいるので、やはりそこは、議会としての思いをまとめるのも大事なのですが、市側ときちんと協議というか、話し合いというか、どういったものが必要なのかとか、例えば審議会の資料は申請しなくても審議までにアップしてもらおうとか、様々やっているような審議会、委員会の議事録を見るだけでもすごく勉強になる。そういったところもしっかりチェックしながら私たちは議会に臨むので、そういった資料は、申請して、もらうというよりも、ここまでだったら事前に渡せますという資料があれば、ホームページに公開して、必要だと

思う議員がそこからダウンロードして閲覧できるという環境を整えていただだけでも改善にはつながるのかなと思うので、どこまでできるのかもしっかり協議していく必要があるのではないかなと思います。

【布瀬委員】 今、堀口委員もおっしゃっていましたが、本来は昨年度に市側と議会とで協議するというふうに市としては予定されていたと思いますけれども、議会が求めなかったからなのか、実現しなかったことは残念だと思います。どんな資料が必要なのかというところは、多分皆さんも同じだと思うのですけれども、市側との協議が必要だと思います。その際には、やはり具体的なもの、こういうものが欲しいとしっかりと提示していかなくてはいけないのではないかなとは思っているのです、ぜひ提案会派として、今は1つだけ、1億円以上のものというふうにおっしゃっていましたが、そのような具体的なものを箇条書でもいいので挙げていく必要があると思います。今、代表者会のほうで議論されようとしている、堀口委員がおっしゃったような審議会の配付資料とかはホームページで見られるように全部公開してほしいという要望を上げる必要があるのではないかな、個々具体的に挙げていくというところはやはり必要なのではないかなと。まずは議会としてどういったことを求めるかをまとめて、そして市側との協議が必要だとは考えています。

【赤嶺委員長】 予算決算資料の充実について論点を絞って協議を行うようお願いします。

【鳥渕委員】 意見として、うちは充実してきているのではないかなと捉えています。大事なことは、仮に首長が替わったとしても、同じように、きちんとそういう情報が提供されるようにしていくべきではないかなと思います。

【中村委員】 総論として、充実を求めるということは、私、先ほど冒頭で申し上げましたように議会からも行政に求めていることでありますし、それに対して異論はないと思うのですけれども、具体的にどうするのかについては協議の必要があるというのも、皆さん、同じ認識だと思います。今期の議会改革実行委員会は本日最終日ということですから、今日、具体の議論をして、合意に達するということは現実的に無理なので、それについては次期でまた、提案会派のほうでより具体的な事柄が示されれば、さらに協議できるのではないかなと感じています。

【石田委員】 実は1個だけ具体的なものがありまして、私、個人で予算とか決算のかなり前段階で、財務会計システムにのっとったエクセルというか、CSVです。全ての事業の予算、決算ですから、前年度幾らかとか、事業ごとの詳細な内訳。事業の中にさらに細かい事業がありますから、この事業の中でどういう内訳でお金が使われているのかとか、性質別で旅費が幾らでというのが全部網羅されている財務会計システムのCSVは、情報公開請求ですとか、議員調査をかければ頂くことができるのです。でも、それは、私が毎回毎回出さなければ出してこないものなので、あれはただ僕だけが得るのではなくて、行政が議会にこのようにまとめたのでお願いしますという形で出してきて、今はもうタブレットがあるわけですから、皆さん、それぞれが気になる、注目している、課題と思っているような事業に関してどういうお金の使い方をしているのかが詳細に分かる体制というのは構築可能だと思っています。なので、特定の議員が請求して出してくるのではなくて、あるわけですから、もともと議会が、予算、決算が近づいて、出来上がったら、すぐ出してくださいと求めておいて、全議員に情報がくまなく行き渡るというのが求めていきたいところなのです。

長々としゃべりましたが、要するに財務会計システムの中にある予算、決算の資料というのは、まとめ次第、議会に情報提供することを求めていくというのはどうでしょうか。

【西田委員】 本市の予算、決算の資料は非常に分かりにくいと思います。他市の議員の方からも、大和市の予算、決算書は非常に分かりにくい。うちは16年間の大木市政がありましたから、ちょっ

と隠蔽体質が甚だしかったところがありますけれども、通常のまともに機能している行政であれば、やはり議会に分かってほしいという誠意のようなものが行政資料からも伝わってくるはずなのです。しかし、現状が長過ぎて、資料がなかなか追いついていないというのが現状だと思います。なので、予算、決算資料の充実を求めていくところでは同意します。ただ、我々は議員調査ができるので、石田委員がおっしゃったところまでを全議員に開示することを求めていくことについては、私は慎重になったほうがいいのではないかと思います。

【中村委員】 休憩。

【赤嶺委員長】 では、暫時休憩いたします。

午前 11 時 31 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

【赤嶺委員長】 再開いたします。

【石田委員】 ほかの議員さんも含めて、多分、議員調査、議員調査と毎回やるほうがすごく大変だなと思うのです。僕自身、議員調査をかけるタイミングを計ったりするのもすごく微妙な距離感なのです。もうできたかと確認しながら、いや、まだみたいなやり取りをしながらやるというのは。そもそも私は、予算、決算がまとまったら出してくるべきだろうと。

もう一個あるのは、たとえ出してもらっても、大和市の予算、決算は分かりづらいから、活用できないのではないかという課題意識もあると思うのです。それは僕もすごく感じていて、物すごく苦しんだのですが、やり取りしていく中で、財政課さんはそのまま出してくるのではなくて、少し整理して、特別な知識、技術がなくても見られるような形に直して出してくれるというのが1つ。あと、最近の文明の機器でチャッピーとかに読み込ませると、最初の頃は重複したりとかして苦しんでいましたけれども、ラーニングしてくると、何とか精度の高い情報を抽出できるようになってくるので、ひとまず母体となっているデータを出してくれれば、こちらで処理、自分でデータを運用して、欲しい情報は抜き出せるなどは思っているのです。なので、まず出してもらおうということ自体は、市議会全体にとっての調査力ですとか、様々な部分で底上げにつながっていくかなと思っていますので、ぜひ前向きに考えていただきたいなと思います。

【布瀬委員】 議員調査ができるということは、皆さん、重々お分かりだと思うのです。ただ、大和市の場合は、議員調査を出してから2週間後にしかもらえないということなのです。予算の定例会が始まって、調査依頼を出しても委員会までには間に合いませんという状況が起こっています。そうすると、予算審査の委員会に合わせて、できるだけ早く出してほしい。となると、それは職員負担ではないのかと思っています。

さらには、審議会の配付資料についても同じです。予算とか、決算とか、その事前には必ず審議会が行われていまして、かなり様々詳細な内容が議論されています。その配付資料を求めるときにも、また2週間と言われると、委員会に間に合いません。というのも、そういう審議会は予算審査の前ぎりぎり、早くて2週間か3週間前、遅ければ委員会の直前、1週間前ぐらいに行われています。その中で再度議員調査を出して、職員が受けて、それに対して受けた課は上の方の許可を得ないといけないという過程もありますから、予算の定例会の準備もやりながら議員調査の対応となると、職員にとってはかなり負担なのではないかなと考えています。だからこそ、最初から、議員が調べればとか、これだけをお願いしますというふうにお願いしていたほうが逆に職員の負担は減るのではないかなという意味でも、こういった御提案もあるし、そういったことを協議したいと先ほどから意見として申し上げているところです。

【赤嶺委員長】 ただいま布瀬委員がおっしゃったような具体的な事例を挙げて、本日、協議に臨める会派はありますか。

〔賛成者挙手〕

【赤嶺委員長】 会派の総意として、それぞれの会派が具体的に、この資料については事前に資料請求できるように協議を進めたいというところまで、今日はなかなか進めないのかなと思います。この件も実は過去からかなり継続して行ってきた経緯があります。先ほど鳥渕委員からお話もありましたとおり、改善されてきた部分もありますが、そうではない部分もありますので、いかがでしょうか。まだ実際に運用を開始したわけではありませんが、今後整備が予定されております政策研究会にて必要な会派が提案し、議員間で協議、検討を行っていくということではいかがでしょうか。

【布瀬委員】 政策研究会は政策について話し合うのであって、議会運営を話し合うところではないという認識なのですから、委員長、いかがでしょうか。

【赤嶺委員長】 では、議会運営委員会等に意見のある会派が提案するという形でいかがでしょうか。

【石田委員】 事前にまた、どういう資料提供というか、情報の充実を求めていくのかということをも具体的に、改めて議会運営委員会のその他などで求めていくような形でいいのではないかと御提案でよろしいですか。——そうだとしたら、今この場でお話をしても、会派全体のお考えはなかなかまとまらないというのであれば、そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

【赤嶺委員長】 では今、石田委員からお話がありましたとおり、資料請求をしたい会派が議会運営委員会に提案するという形で終結したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。

続いて66「議員研修の充実」について堀合委員。

【堀合委員】 議員研修は、今の時代、かなりいろいろなところで数多く行われていて、受ける、受けない、どうしても議員による個人差がかなり大きいものだと思います。それによって議員個々の力の差がかなりついてしまうということも起こり得る。そうであれば、本来は一人一人の意思によって受けるべきだとは思いますが、それだとどうしても差がついてしまうということがありますので、やはり議会として研修をある程度行っていくべきであろうと考えます。現時点でも議会として開催している研修はございますし、数か月前に綾瀬市で行われた8市合同での研修は、私、内容的にかなりよかったと考えております。そうであれば、ああいった議会運営というか、議員のお仕事そのものに直接関わるような内容の研修を大和市議会としてもより充実させていくべきであろうという方向性について、ひとつ皆様の御承認を得たいと思います。

【赤嶺委員長】 事務局、今行われている議員研修について説明いただけますか。

【事務局次長】 3回です。まず、ハラスメント研修と中央大学の研修と今言った8市の研修の3つ行っております。

【町田（浩）委員】 提案内容なのですから、ちょっと中略して「そういった努力の足りない議員が散見される現状」という部分なのですから、皆さん、それぞれに努力されているので散見されるのでしょうか。私としてはそれぞれ個人に敬意を表しまして、そんな散見されることはないと思うのですが、散見されるのですか。

【堀合委員】 散見されるから「散見される」と書いています。

【鳥渕委員】 議員個人の考えというのもあるし、希望する、こういう研修を受けたいということであれば、そういう機会があるのですから、どんどん提案すればいいのではないかなと思います。

【西田委員】 事務局からも議員研修の案内が頻繁に届きますし、そういった機会は十分あるし、また、政務活動費も使えますので、それは個々人のデザイン、興味関心がある分野もそれぞれ違いますので、私は自分の興味関心を深めていきたいという考えですので、一斉研修というのは、今説明があったとおり3回で十分かなと思っています。

1つ聞きたいのですが、堀合委員は、昨年度、何回、どのような研修に参加されたのですか。

【堀合委員】 私、昨年度は、研修、あまり記憶にないですね。議会での研修、回数で言えば研修には何回かは参加しています。

すみません、今の質問の趣旨が私にはよく分かりませんが、最初にあまり具体的に提案しませんでしたけれども、私が一番問題視しているのは市議会で行っている研修の内容です。数か月前、提携している中央大学から講師の先生に来ていただいて、研修をやっています。それは私も当然受けている。クールジャパンをテーマとした内容でした。あれは、私個人としては、かなり面白く、興味深く、役に立つ内容でもあったと考えていますけれども、ただし、市議会としては、ハラスメントは内容が決まっていますので、内容を任意で決められる研修としてはあれ一発、単発、一回きり。そのことを考えると、あの内容が年に1回だけやる研修の内容としてふさわしいものだったのかどうかということについて、実を言うと私は少々疑義があります。

講師の先生は大変すばらしい方だとは思いますが、どのような内容の研修を大和市議会で行うかということについては、まずもって、議員の意見はしっかりと反映してしかるべきだろうと思います。毎年行われている中央大学との研修ですけれども、あの内容がどのように決められているのかについて、議長と副議長が相談されて決めているのだとは思いますが、その決定の在り方については私は少々問題があるのではないかなと思っていて、やはり議員全員の意見をしっかりと反映した内容のものを当然行うべきであろうと考えます。

【鳥渕委員】 2月に研修があったとき、堀合委員はそれ以前に、こういう研修を受けたいとか、事前に例えば事務局なり、議長なりに申し出たりしたことはあるのですか。

【堀合委員】 私は、立憲民主党の代表をしていたときの代表者会の席で、議員研修の内容については議員の意見を反映するべきであると申し上げています。3年間で3回、議員研修が行われておりますけれども、昨年度はクールジャパン、一昨年度はコンピューターの話はかなりされていたように思います。内容について大変興味深いことは間違いないですけれども、議員として受けて、議員の仕事に直接役立つものなのかどうかということについてはどうなのかなという思いがありましたので、代表者会の場でそのことについては発言したことがございます。

【赤嶺委員長】 意見を聞いていて感じたのが、どの会派の、どなたの提案でもいいのですが、全議員が100%満足する研修を行える提案ができるのか、非常に疑問を感じています。だからこそ、今、事務局や正副議長である程度整理がなされて、研修が行われている現状があるのではないかなと私は感じています。意見です。

【中村委員】 議員研修は大切だと思います。そして、中央大学との協定を結んだときも、議会改革の委員会の中で話し合っ、議員としての資質を上げるために専門機関との協定を結んでいこうという流れの中で結ばれたのですよ。そう考えると、今、中央大学と協定を結んでいるのは恐らく全国で大和市議会だけだと思います。それにしてもちょっともったいないという気持ちが私は前からあって、せっかく大学の機関と議会が独自に協定を結んでいて、大学の先生をここに招聘してお話を聴ける機会があるのだから、もっとそれを有効に使うという意味での研修の充実を検討するということは、やはり考えていかななくてはいけないかなと思っています。だから、今でいいと思ったら何事も進まない

ので。もちろん今も悪いわけではないかもしれないけれども、よりよいものにしていくためにはどうしたらいいのかということは、今後、各議員が考えて。

ただ、ここで、この後、いろいろ具体的な話をする時間は残念ながらないので、この件については、また必要に応じてというか、うちはせっかくそういう大学機関との協定を結んでいる議会ですから、それをどのように有効活用できるのかということは適宜考えていったらいいのではないかなと思います。

【堀口委員】 おっしゃるように、研修の充実というのは適宜図っていかなければならないのかなと思います。中央大学との連携をした際にも、たしか学生の皆さんとグループワークみたいな形で、将来のまちづくりではないですけども、そういった研修をやったりもして、学生のプレゼン力がすごい高いですよ。私たちはそこを学ぶべきではないかと思うので、そういった若い人に学ぶべきところもあるので、せっかくそういうパートナーがいるので。もちろん教授に御講演いただくことも必要なですけども、中央大学の学生との交流だとか、研修の内容というのは充実していける可能性があるのではないかなとは思っているので、今は議長、副議長に一任している形にはなっていると思うのですけれども、提案がある会派は事務局を通してでも、議長、副議長に提案できることが認識されれば、もうちょっとそれぞれに充実できるのではないかなと思っています。

【布瀬委員】 私も議員研修の充実ということは本当に必要だと思っています。そんな中で、中央大学との連携で1回、講習を受けることができる機会があるということですから、今年度はどういったことをするかという議論は、代表者会でもいいですし、ぜひそういったところで早めに言っていけることを全会派に伝えて、持ち帰っていただければいいのではないかなと。まずはそこを充実させるという意味では、一つの方法として、具体的に議員それぞれの思いがちゃんと表出できて、それに対して検討がされた上での研修のほうがいいのではないかなとは思いました。これは意見です。

【事務局次長】 今までいろいろお聞きしていて、事務的にお答えをすると、代表者会でも御説明したかもしれないのですが、今は確かに正副議長に一任なのですね。そこで御意見が出たことはあったかと記憶しているのですけれども、さっき委員長からもありましたが、代表者会で一致するかというところがあって、そこは事務の流れなののですけれども、大学は決定するまでに結構期間がかかるのですね。実施は冬の時期にしていますが、依頼は結構早くしていて、若干憶測みたいな話になってしまうのですが、代表者会で提案されて、そうですねと一致して、すぐ依頼に流れればいいのですけれども、どうしても決まらなかったときに、依頼する機を逸してしまっ、実施できなくなってしまう懸念とかもありまして、そういう説明をしたこともあると思うのです。それで今は、代表者会、代表の方、御記憶あると思いますけれども、議長と副議長に内容は一任するという形で実施しているという経緯でございます。

【布瀬委員】 事務局次長、ありがとうございました。ということなので、いつも代表者会のほうでは、今年も研修をやりますよねということを諮られると思うのですね。そのときに既にこういうのを学びたいというような感じの意見、出したいところは出せるということ。時期は分かっているの、事前に言っただけでいても、それをまず出した上でも必ずしもまとまらないとは思っているのですね。なので、最終的には、議長、副議長一任になるのかもしれないですけども、取りあえずは、こういった意向というか、代表者会になると会派の意向になってしまいますけれども、こういったものを受けたいかが表出できるようなところ。その時期とかを教えていただいて、事前にできる体制ができればなどは感じました。意見として申し上げておきます。

【総務係長】 中央大学の研修に関してなののですけれども、実際は正副議長に一任して、決めていた

だいておりますが、その決めていただく内容につきましては大和市オリジナルのものではなく、もともと大学のほうで学術講演会というものを行っておりまして、テーマですとか講師の紹介をホームページ上にアップされております。実際にはここ数年、その中から正副議長に選んでいただいているという状況となりますので、今後御意見を言われるようであれば、オリジナルのものというのはなかなか先生のほうも受入れが難しいかと思っておりますので、講演会のテーマ、講演の概要がホームページに掲載されておりますので、そちらを参考にいただければと思います。

【赤嶺委員長】 では、中央大学との協定に基づいた研修につきましては、今、総務係長から説明があったとおり、メニューがホームページで公開されているようでございますので、ぜひ全議員で受けたいのだという御意向がある会派は、まずは議会事務局へ、その旨、お話しいただくという形でやってみるというのではいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。

進めます。次に、36「議員研修オンライン開催」について鳥渕委員。

【鳥渕委員】 タブレットの導入とかが進んでいる中で、先進事例もしっかりと見ていかなければいけないと思うのですけれども、うちが言っているのはあくまでも対面が原則だと思っておりますが、こういう機器も整備されてきたことから、こういったことも検討してはいかがかなと思います。

もう一つ、議員研修会にどうしても出たいのだけれども、例えば家庭の事情とかで家にいなければいけない。子育てだとか、介護だとか、研修を受ける時間帯については自宅もしくは出先でタブレット等を活用して受けていくと。考え方としては欠席ではない、しっかりと出席する。やむを得ず、対面としては参加できないけれども、こういう機器を利用して、外で、オンラインで参加させていただくという趣旨でございます。

【赤嶺委員長】 では、協議に入る前に休憩にしたいと思います。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

【赤嶺委員長】 それでは再開いたします。

36「議員研修オンライン開催」の説明をいただいたところでございます。

それでは、協議に入ります。御意見のある方。

【西田委員】 ぜひやるべきだと思います。

【布瀬委員】 オンライン開催はぜひ行うべきだとは思っておりますけれども、ハード面について、以前、オンラインの視察とかを検討されたい……。

【赤嶺委員長】 ここではなくて、議会DX会議。

【布瀬委員】 では、取りあえずやるという方向性だけここで決めて、そのほかの細かい準備とか取決めとかというのは、後日別の会議体でというところでよろしいのでしょうか。

【赤嶺委員長】 ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 それでは、本件に関しては導入を前提として議会DX会議で協議を行っていただくことといたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 次に67「市職員の傍聴促進」について、堀合委員、お願いします。

【堀合委員】 本会議で問題視しているのは、私語の多さであったり、時に居眠りをうかがわせるよ

うなこともあったりして、緊張感の欠如がかいま見られます。それを改善するためにどうするかという考えの中での一つのアイデアとして、傍聴人を増やすということが一定の効果がある可能性があるということでの提案です。「市職員」とは書きましたが、現実的に大体勤務時間中ですので、市職員の方に傍聴席に来ていただくというのはなかなか難しいだろうなとは思いますが、議員一人一人が傍聴に来ていただけるように内容を充実させるなり、緊張感を持った議場での振る舞いを心がけるだとか、そういったことについて皆さんに御理解をいただければと思います。

【赤嶺委員長】 では、御意見のある方。

【中村委員】 ということは、市職員でなくても、傍聴の促進ということでもいいのでしょうか。

【堀合委員】 そうです。

【中村委員】 分かりました。

【石田委員】 傍聴の促進自体は、現行、市議会としてというか、こういうチラシを貼り出したりだとか、一定御案内みたいなことはしているのですが、プラスアルファ、こういうことをしたらいいのではないかみたいなものがあるのか。それとも、議会として傍聴を促進する会議体をつくるとか、どうしていききたいのかなというのをもうちょっと詳しく伺っていいですか。

【赤嶺委員長】 そもそも、皆さん、大丈夫ですか。会派で取りまとめてきていただいているのは「市職員の傍聴促進」についてだと思いますが。

【鳥渕委員】 議題となっている「市職員の傍聴促進」については不要だと思います。

【中村委員】 先ほど提案者からもお話しありましたが、まさに仕事時間中なので、仕事をしている職員に議会を傍聴しましょうと促していくことは、事実上、難しいと思うのですよ。そのときは仕事をやらなくていいのかという話にもなってしまうので、鳥渕委員もおっしゃったように市職員への傍聴の促進というのは現実的ではないかなと思いますが、今の説明の中で堀合さんがおっしゃった傍聴を促進していくのだということには別に異議はないし、それぞれの議員がそれぞれの立場で傍聴に来てくださいということは、これからも呼びかけていったらいいと思いますが、議題となっている「市職員の」というところは現実的ではないと思います。

【堀口委員】 今回は「市職員の傍聴促進」ということなのですが、必要な職員は自席でネット中継を視聴はされていると聞いていますので、ここでは必要ないのかなと思うのですが、やはり職員よりも、傍聴とか中継を見ていただく方を増やすところの検討が必要なのではないかなと思います。そういったところでは、開催の日時だったり、いろいろ多岐にわたるので、またそこは別の機会に審議ができればいいのかなと思います。

【金原副委員長】 僕も市民相談なんかで担当部署とかに行くと、ある意味、関係ある議案とかに関しては傍聴してしまして、それに対して大変ですねとか、そのような声かけもあったりするので、基本的には職員も当然内容とかに関しては気にかけて傍聴はされているのかなとは思いますが、あえてここで特段挙げて云々というのはなくてもいいのかなという感じはしますが、一般の方たちにどういう感じの方向が必要かという部分の議論は必要かなとは思いますが。

【布瀬委員】 提案者側の会派の発言でも市職員に限らずというふうにおっしゃっていますので、市職員はかなりいろいろな形で傍聴する努力はされているのではないかなと考えています。その中で、市民とかにより多く聞いていただきたいという動きは議会としても取り組んでいくべきなのかなとは考えました。本会議の中継は1階のロビーでも行われていますけれども、例えば、来ていて、ずっと待っている間に少し興味を持ってもらいたいとかという意味でも、もっとアナウンスを、今、議会中ですみたいな感じをロビーのところでやるとか、そういったことは議会で考えていってもいいのでは

ないかなとは思いますが、この提案の一番最初に「市職員」と書いてあるのであれば、それはもう十分行われているのではないかなとは思っています。

【赤嶺委員長】 提出者として着地点はどうでしょうか。

【堀合委員】 現状でも市職員がかなり傍聴しているということは私自身も把握しているところあります。ただ、全職員というわけではないでしょうから、そこはより多くの、関係している所管課以外の職員の方にも関心を持っていただきたいという思いは私自身ありますので、そういった思いでの提案だというふうには理解していただきたいところでもあります。

市民に関しては十分に審議していただいたと考えますので、私としては満足いくところでございます。

【赤嶺委員長】 現状維持でいいということですか。

【堀合委員】 はい、そうです。

【赤嶺委員長】 では、提案者から現状を維持していくという意向が示されましたので、現状維持ということで結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのようにいたします。

続いて69「委託料の透明化」について石田委員。

【石田委員】 委託料の透明化についてでございます。大和市の委託事業は、一番細かい細々節で見えていくと1000事業ほどありまして、金額としても今回の令和8年度予算で126億円ほど。これは私が市に出してもらった財務会計システムで抽出したもので126億円。物件費の8割方を占めていて、市の予算全体でも15%ほどを占めているというものです。これが非常に問題なのは、民間に委託するので、詳細な会計の資料ですとか業務の内容をチェックしようと思って情報開示を求めると、まず行政が持っていないことが往々にしてあったりとか、持っていたとしても、企業の秘密等々で出すことができないということがあって、決算会計の詳細とかもほぼほぼ見られない。お願いしても、概要は見られますけれども、さらにそこから中の内訳を見ようと思うと黒塗りになってしまうという状況です。これでは行政監視が役割として任せられている我々市議会は業務を全うすることができない状態だと捉えていて、私としてはかなり重たく捉えています。これについては多くの議員さんが問題意識を共有してくれていると私は認識しているので、ここはもうちょっと具体的に話を詰めていきたいと思っています。

私として、まずこちらでは一定額以上の事業と書いています。具体的に言うと1億円以上です。実は、1億円以上の委託事業というのは、事業の数としては30事業ほどです。健康診査事業ですとか、様々ありますけれども、まずは項目を決めて、事業費ですとか事業の金額、その内訳、人件費ですとか、契約書ですとか、委託する際の中身。どのようにしてくださいよとお願いしている要綱ですとか、事業提案をするときには、基本的にこういったものは議会にどんと出していただくような形にできればと思っているのです。もちろんいきなり一から十までやろうと思うと大変なことになりますから、段階的であってはいいいと思うのですが、少なくとも今のアクセスすることができないという状態は、市民の皆さんにも説明がつかない状況だと思っていますので、こういった御提案をさせていただいたというのが背景でございます。よろしくお願いします。

【赤嶺委員長】 具体的には、そのための条例の整備をしたいということでよろしいですか。——では、協議に入ります。御意見のある方はいらっしゃいますか。

【中村委員】 おっしゃることはよく分かるというか、透明性を求めていくのは重要なことだと思う

のですけれども、この内容について、さっきの「予算決算資料の充実」もそうなのですけれども、どちらかというと、議会を改革するというよりは、行政側にそういった対応を求めていくことだと思いますので、ここで議論するというよりは、別のところなのかもしれないなと今のお話を聞いていて思いました。議会改革のテーマとはちょっと違うかなというのが感想です。

【鳥渕委員】 うちも同じです。議会改革で検討するものなのかどうかというところだと思います。

【布瀬委員】 私もほかの委員の方と同じで、ここで話し合う内容なのかなとはちょっと感じています。必要性を感じていないわけではなくてです。必要というか、こういうものを検討していかないといけないとは考えているのですけれども、そうであれば、例えば政策研究会のような形で自主的に立ち上げられるので、他市でどのようにしているのかとかも含めて、もっと具体的に議論するのであれば、この場ではないのではないかなと考えています。

【石田委員】 これは審査する側の議会にも関わることだし、情報を出す行政側にも関わることだと僕は思っています。もちろん行政マターのことに關しては、行政に対して議会として求めていく。だけれども、議会として求めていくためには、議会としてまずまとまらなければいけない、まとまって具体的な方針を出さなければいけない。そのことをどこで話したらいいのかといいますと、私はまさに議会改革になるのではないかなと。行政マター、行政に対応を求める、具体的なものに関して、どうしていくのか、こうしていくのかということよりも、まず議会として、すごく大きい委託の中をチェックできない状態はまずい、行政に求めていこうという方向性をまずはつくることだと思います。それをつくることができれば、今度はそういった話し合う場を設けるということです。そういう会議体をつくるでもいいですし、何にせよ、これを放置してやっていくということは考えられないのではないかなと。まずは議会改革ということだったのですが、どこかほかに具体的にここで話すべきだということがあれば、そこも考えるのですが、この間、本会議場でも言ってきましたし、市のほうで全く何もやっていないかといったら、そうではなく、古谷田市長になってから幾つか歩み寄りは見られているのですけれども、やはり対応としては非常に緩やかだと思っていますので、議会としてまとまって求めていく。どのように内容を求めていくのかということは、私が具体的に言ってしまうよりは、皆さんの課題意識ですとか、できてもここまでではないか、どこまでやるかという現実的に詰めなければいけないところは、やはりしっかりと協議してつくっていかねばいけないし、そうでないといけないと思っているので、最低限、皆さんとしては問題意識を共有してくれるということで、何らかの会議体をつくるとか、そういう方向性だけでもこの場でつくればなと思っていますのですが、いかがでしょうか。

【中村委員】 先ほど別の委員の方もおっしゃっていましたが、重要性を否定するつもりは全くないのです。ただ、ここで話し合うことかということ、やはり議会改革ということではないなと。今のお話を聞いて、またさらに思ったところなのですけれども、議会を運営しながら、議会としてどのように役割を果たしていくのか、議案についての審議をしていくのかということと深く関係することだから、議会運営委員会なのかなという気もするのです。協議した結果を議長の名前で市側に申入れをするという形になるのではないかなと。代表者会なのか——ただ、代表者会というのは、本来、物を決める機関ではないから。そうすると、やはり議会運営委員会なのかなと思うのです。これとはまた、もう一つ別にそういった会議体をつくって、そこで議論することは現実的に難しいと思うので、そうすると、議会運営委員会なのかなと思うのです。少なくともここではないなと思いました。

【布瀬委員】 先ほども申し上げたのですけれども、議会運営委員会に投げるときというのは、こうしたいということはかなり具体的に示していないと、限られた時間の中で議論するのはすごく難しい

と思います。だから、やはりその手前でもう少し内容、他市の事例も含めて、少し検討する場があったほうがいいのではないかなとは思っています。最終的に決めていくのであれば議会運営委員会で諮られることが理想なのではないかなと、やはり議会改革ではないのではないかなとは考えています。

【西田委員】 私も議会改革になじみのある議題ではないと思います。ただ、石田委員、かねてから関心がすごく高いのは存じていますので、条例案の素案をおつくりになって、それを政策研究会なり、議運なりに提出する、あるいは議長にお伺いを立てるような形で出発点をつけられたらいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【石田委員】 条例案も変えなければいけない部分はかなり具体的にはなっているので、その部分でもいいかなと。ただ、僕の問題意識でつくって、結局多分……。でも、一回たたき台をつくるというのは大事だと思っていますので、御提案は受け入れたいなと思います。大和市の情報公開条例は結構優れていて、確かに企業の秘密を守るですとか、個人の秘密を守るところはあるのですが、除外規定として、市民の財産ですとか生命、健康、生活、こういったものを守るためであれば、その限りではないことが明記されているわけです。ただ、条例に明記されているにもかかわらず、運用規定ですとか、どのように運用していくのかというところがまだ具体的ではないので、恣意的に運用されやすい内容になっているのだと思います。こういった部分をしっかりと明確化して、どのレベルになってきたら、企業の秘密というレベルを超えてしっかり出さなければいけないのかというのは非常に具体的な話だと思いますので、分かりました。西田委員の御提案はしっかりと受け止めて、いきなり議会運営委員会というのも拙速でしょうから、議長なり、議員の皆さんにしっかり情報提供して、協議する場なども提案していきたいと思っています。

【堀口委員】 私も課題認識としては同じです。ただ、皆さんの言われることも理解するので、課題意識を持っている議員で骨子案というか、たたき台となるようなものがつくれば、それを基にして、最終的には議運になるかと思うのですが、やはりいろいろな人の意見を入れたほうがいいのかとも思うので、もし石田委員が嫌でなければ一緒に作成させていただけたらなと思います。

【石田委員】 わざわざこれに書かせていただいたというのは、各会派が問題意識ですとか、どういう姿勢を持っているのかを聞きたいというのがすごくあったので、当然委託の透明化について会派としての意見はまとめてきていただいていると思っていますので、それは最低限伺った上で、私のほうでどうこうというのはあるかなと思います。

【赤嶺委員長】 特に私からは求めませんが、意見を述べていない委員の方がいらっしゃれば。

【堀合委員】 基本的に内容については賛成でありまして、議会改革で話すべきかどうかというところも、個人的には議会改革で全くやれない話ではないと考えます。ただ、皆さんが別の場所のほうがふさわしいということであれば、無理やりこの場で議論すべきだとも思いませんので、皆さんが御提案されているとおり、石田委員より条例案をまずつくっていただいて、周りの議員に見せる、その後、恐らく議運で提案するとか、そういったことになりそうですけれども、そのとおりでよろしいかと思います。

【村田委員】 私どもといたしましても、64と並んで委託料の透明化等々の内容自体に関しては、かねてより石田委員が主張なさっていることには同意はするのですが、皆さんおっしゃるとおり、議会改革という形とは少し違うのかなという印象を受けております。

【河内委員】 自由クラブとしてもおおむね内容としては賛成ではあるのですが、企業側の問題ですとか、もうちょっと協議しなければいけないこともあるので、そこは皆さんの意見を聞きながら慎重にということでございました。

【石田委員】 各会派の御意見が聞けたのでよかったと思います。私も無理くりここで話さなければいけないといこじにはなっていませんから、やはり議会として進めていくためには皆さんの御協力はなければならないと思いますので、私のほうでたたき台を作成して、でき次第、各会派ですとか議長などに御相談もさせていただきたいと思いますので、その際はまた、御対応、よろしくお願いをしたいと思います。

【赤嶺委員長】 暫時休憩します。

午後１時２５分 休憩

午後１時２６分 再開

【赤嶺委員長】 再開します。

【石田委員】 ありがとうございます。各会派から御意見をいただきまして、おおむね前向きな御意見をいただきました。一方で、示された課題ですとか、話し合う場所というのが、議会改革ではなくて、議運ですとか、もうちょっと違う場所のほうがふさわしいのではないかという御意見もいただきましたので、それも踏まえて今後は進めていきたいと思います。なので、議会改革でのこの提案というのは取下げという形で処理していただければと思います。よろしくお願いします。

【赤嶺委員長】 ただいま取下げということで御意向が示されましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、本件は取下げといたします。

続いて２１「ハラスメント防止マニュアル作成」に関してですけれども、これは、以前、後日検討ということになっておりますが、提案会派から案文がまだ出ておりませんので、先送りとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのようにしたいと思います。

以上で協議事項については全て終了いたしました。皆さん、御協力ありがとうございます。

【赤嶺委員長】 では、次の日程に移ってまいります。日程２、議長からの諮問事項（委員会の時間外対応について）及び「議会改革実行委員会の決定事項に関する申入れ」への市長からの回答（回答項目１及び３）について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 資料３－１と３－２を御覧ください。本件は、前回の本実行委員会で持ち帰りとなったものでございます。意見がある会派は締切日までに事務局へ提出していただき、本日の本実行委員会で取りまとめて議長への答申とすることが前回合意されているという経緯がございます。

なお、資料３－３は、事前に提出があった会派からの意見でございます。ここに添付のない自由クラブからは意見の提出がなかったものでございます。

【赤嶺委員長】 内容につきましてはただいま説明があったとおりでございます。前回の本実行委員会で決定しているとおり、資料３－３を議長への答申とすることによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのように決定いたします。

なお、現段階におきましては各会派の意見をそのまま議長に提出することになりますが、本件については議会としての意見をまとめていく必要があるため、本実行委員会において次回以降も協議を続けていく旨を答申書のかがみに付記したいと考えております。かがみ文の作成は私のほうで行って、添付した上で議長に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 それではそのようにいたします。

【赤嶺委員長】 続いて日程３、「議会改革実行委員会の決定事項に関する申入れ」への市長からの回答（回答項目５及び６）について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 本件は、一問一答と反問権に関するものでございます。前回の本実行委員会で詳細の協議は議会運営委員会にお願いすると決定し、同委員会に送ったところ、３月１３日の同委員会において、議会改革の詳細な協議を行うために議会改革実行委員会があえて設置されているはずであるとして、本実行委員会に差し戻されたものでございます。

【赤嶺委員長】 内容につきましては事務局から説明があったとおりでございます。各委員におかれましては、所属会派の議会運営委員会の委員から既に報告を受けていることだと思います。本実行委員会に差戻しとなりましたので、次回以降に協議を行っていくことになると思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 それではそのようにいたします。

【赤嶺委員長】 次に日程４、大和市議会議員政治倫理条例（案）について事務局に説明を求めます。

【総務係長】 本件は、前回、資料４－１、右上に「Ｒ８．３．５時点」となっている資料を各会派にお持ち帰りいただきましたが、次にお手元の資料４－２でございます。右上に「Ｒ８．４．１６時点」のとおり、条例（案）を若干整理させていただいたものでございます。前回の会議以降、条例制定に向けて事務局としても継続的に精査を続けてまいりました。また、人事異動により、法制関係の経験が豊富な職員が新たに加わったことから、改めて法的整合性の観点等から内容を精査しましたところ、文言の整理が必要な部分があることを認識いたしました。このため、委員長に相談したところ、整理するよう指示を受け、本日提示したものでございます。

なお、あくまでも文言の整理となりますので、委員各位により当初発議された趣旨や枠組み等は変わっておりませんが、多少不足していた内容の追加等がございます。また、本条例（案）は本実行委員会の作業部会において作成された規程案を基に整理したものであり、議会倫理のルール化に対する市長からの回答にありました第三者による審査の仕組みについては含めておりません。

なお、具体的な修正内容につきましては議事係長から説明させていただきます。

【議事係長】 それでは、少々お時間をいただきまして、前回３月５日にお示しした案からの修正事項とその趣旨について御説明させていただきます。資料４－３の比較表を御覧ください。多岐にわたりますため、なるべく簡潔にと考えておりますが、まず第１条の目的規定につきましては条例の根幹の考え方になりますので、少し丁寧に御説明させていただきます。

目的規定は、法制執務上、書き方にお作法というものがございます。様々な目的を持って法律や条例が制定されますが、その一つの法令をもってその目的が達成されるということは、まずあり得ません。具体的には、元の案にあったように「高潔かつ公正な活動を行い、市民の信頼に応えることを目的とする。」と言うと、この条例を制定するだけで「市民の信頼に応える」という最終目的が達成されるべきということになります。しかし、本条例は政治倫理に特化したものであり、議員の政治倫理を向上させれば市民の信頼に応えたことになるというわけではないと思います。「信頼に応える」という文言には、例えば市民の声に耳を傾け、市政に届け、時には追及しながら反映していくといったもっと広い意味が含まれると思われ、政治倫理の向上は市民の信頼に応える一手段というか、第一歩というような位置づけかと思います。また、市民の信頼に応えることは議員の重要な使命ですが、市議会としての最終目的ではないと思われます。

では、どのように書くべきかと申しますと「ある目的のためにこれこれを定めることにより、こういうことを目指し、もって、より高い次元の目的の達成に寄与する」となります。少し要素を減らすこともあります。大体今申し上げたような内容がセオリーとなっています。修正案を御覧いただきますと「この条例は、大和市議会議員が市民の信頼に最大限応えるため、議員の責務、政治倫理基準、違反行為等に対する審査等について定めることにより、議員による高潔かつ公正な活動を促し、もって大和市議会基本条例の趣旨の実現に寄与することを目的とする。」としております。そして、議会基本条例の目的は、少し省略しますが、「二代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会……に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。」とございます。つまり議会としての最終目標は市民福祉の向上と市政の発展であり、議会基本条例もこれに寄与するために定められたということになります。

そこで、政治倫理条例につきましても、議会基本条例第５条の定めを前提として、個別条例制定の目的は「議会基本条例の趣旨の実現に寄与すること」としたものでございます。

なお「趣旨の実現」というのは、議会基本条例には前文があり、そこに込められた思いを含める意味で、目的ではなく、趣旨といたしました。文言は立川市の政治倫理条例を参考にしております。

さて、ここからはちょっとペースを上げますが、総務係長からもお話があったように、今回の修正では、基本的に皆様が実現しようとなさっているスキーム自体を変えてはおりません。実際の審査の請求や審査、措置に至るまでの場面を徹底的に想像して、生じ得る疑義や決めておかなければ困ると思われることを突き詰めて考えたものです。

では、第2条です。第1項に「公人としての自覚及び責任を持って、」と加えていますが、これは第3条第8号から移しました。理由は後ほど御説明いたします。

続いて、2ページを御覧いただければと思います。第3条第3号を御覧ください。「本市」の後ろに「(本市の出資法人を含む。）」との定義を置いていましたが、この部分は「行政処分」の主語になっており、出資法人が市からの委任なしに行政処分を行うことはあり得ません。逆に追加した「本市から当該権限を委任されたもの」とは、主に公の施設の指定管理者を想定しています。施設の使用許可処分などは指定管理者が自身の名前で行っていますので、これを含めました。出資法人は、その後ろ「契約」の主語となる部分に含めることとし、第4号、第5号の「本市の職員」にも含める必要がありますので、そのように定義しています。

続いて、第8号を御覧ください。先ほど第2条の議員の責務に移した「公人としての自覚及び責任を持って、」はもともとこちらにありました。3ページの第9号と第11号にも共通する点ですが、ここで定める政治倫理基準は「これに違反すると審査の請求の対象となる」という基準ですので、基本的には「してはいけないこと」が書かれていると、疑義が生じにくいということになります。といいますのも「やってほしいこと」が書かれてしまうと、そのやってほしいことをやっていないというのが基準違反だと言ってしまうためです。第8号でいえば「公人としての自覚及び責任をもって、」、第9号では「正確な情報を提供し」、第11号では「定められた時間を守り」という部分で、これらがあると「自覚や責任がない」「気をつけたけれども、不正確な情報を発信してしまった」「一度でも遅刻した、ちなみに届出はしたけれども」というのも、基準違反になってしまいます。

そこで、第8号にあった「公人としての自覚及び責任を持って、」については、発言のときに限らず大切な文言と考えて議員の責務に移しました。

第9号については後半の「適切でない情報の流布を避けるよう配慮」。「配慮」というのは意識の問題ですから、それと趣旨をそろえて「正確な情報提供を励行するものとし、」としました。ただ、いやいや、意識の問題ではなく、客観的に正確または適切でない情報を発信したか否かという事実を基準とすべきということでしたら、そのように条文を修正することももちろん可能ですので、御意見をいただければと思います。

第11号は「互いの活動の尊重及び円滑な議会運営の観点から、定刻遵守を旨とし」と修正することで、こちらも意識の問題としましたが、同様に「時間を守ったか否か」の事実の問題とすべきでしたら、こちらも御意見をいただければと思います。また「会議」については、遅刻や欠席の届出の徹底を求める規定のため、届出の義務づけがある「本会議又は委員会」と定義し、遅刻は会議規則に明記されていないため「その他議会が定める規律」という文言を加えました。

第12号は、この4月から各種会議への個人端末の持込みが可能となったことを受けまして、タブレットだけでなく、個人端末を含め「議長が別に定める基準」、具体的には議会タブレット端末等使用規程に従うこととしております。

ちなみに「電子計算機」とは、スマートフォンやパソコン、携帯電話等の電子機器を総称した法令

上の言い方で、刑法の規定から来ております。

続いて、第4条です。3人以上かつ2会派以上の部分の書き方に苦慮されたようではございますけれども、第1項と第2項に分け、すっきりと分かりやすくしております。

続いて、4ページです。第3項は、まず「審査請求」という言葉は行政不服審査法上の審査請求と混同しますので使いません。また、任期後も再選されれば審査の請求ができるとの規定ですが、総務課にて追加した「解職若しくは辞職」については、一度責任を取った形となるので、わざわざ含める必要はないと考え、皆様の原案に戻しております。

続いて、第5条と第6条は新設しています。もともと議長が請求を受けたら議運に諮り、過半数の賛成で審査会設置という流れで、その流れは変わりません。ただ、元の文言では、議運では何を審査するのが不明確で「違反があるかないか」といった中身の第1次審査をするような読み方もできました。そこで、議運には、あくまで形式的な要件を満たすか否かについて意見を聴くものとし、形式要件が満たされていれば審査会に送るということを明確にしました。

続いて、5ページです。第6条は規定が漏れていたものですが、却下する場合について定めたものです。第1項が前条の意見聴取で形式要件が満たされていないと報告された場合、第2項が審査中に対象議員が議員の職を失った場合です。この場合は、審査が開始した後であっても結論を出さずに却下としますが、再選された場合は却下せず審査を続けます。

続いて、第7条第1項は議運での要件審査で、適当と認められた場合に審査会を設置するとしています。

第2項は審査会を議運と同数かつ各会派から選出と定めているものですが、ただし書で、元の条文では「議会運営委員会と同数……又は各会派から選出できないと認められる場合にあっては、この限りでない。」としていました。では、選出できない会派がいたら具体的にどうするのか、人数を優先して他会派から補填するのかといった疑義が生じます。そこで、人数が足りない、各会派から選出できないやむを得ない事由があるときは、その事由に係る人員は、補填せず、減員することを明記しました。

続いて、6ページでございます。第4項は、会議を誰が招集するかを規定しました。

第5項は委員の任期の規定ですが、審査開始後に対象議員が失職し却下する場合と、審査中に委員自身に任期満了等があった場合は一旦区切ることとしています。

第8条は字句の整理です。第2項はこの後の審査結果の報告の条文に含まれていたものですが、審査の条文に移しました。

また、7ページをお開きいただきまして、右側3月5日時点の第6項は「(議員を除く。)」としていましたが、そうすると、議員に対する調査権が審査会に付与されないため、除かないこととしました。

第9条は、その次の第10条、議員の協力義務の後ろにありましたが、議員の協力義務は審査会の運営に関する事項ではないため、前に持ってきました。

第11条の第1項と第2項は、内容が重複していたため整理しました。

また、8ページをお開きいただき、第3項を加えたのは、審査対象議員への結果通知の主体は、諮問先の審査会ではなく、審査の請求を受けた議長であるべきと考え、そのように修正したものです。

第12条、第13条は、第11条の修正に伴う字句の整理です。

続いて9ページですが、第14条は審査対象議員に対する措置についてです。審査会からの意見を受け、その措置が講じられるよう取り計らう責任は誰にあるかということ、これも審査の請求を受ける議長であると思われるため、主語を「議長は、」と整理しました。そして、意見を読んで、最終的に判

断するのも議長であるため、審査会の意見を尊重して判断するという意味で「講じられるよう配慮しなければならない。」としました。また、ただし書については、審査結果の通知を受けて、例えば各種の勧告決議が成立する前に議員が辞職してしまう可能性もあり、そうすると、その決議をする意味もなくなってしまうので「措置を講じようとしたときに、審査対象議員が議員の職を失っている場合は、この限りでない。」としました。

第15条は字句の整理です。

最後に10ページの附則についてですが、元の「令和 年 月 何日から施行し、同日以降になされた違反行為等について適用する。」という書き方では、施行日以後になされた違反行為等についてしか、この条例全体が適用されないことになります。この条例は、審査だけでなく、議員の責務や政治倫理基準を定めており、これは違反行為をした議員にだけ適用されるべきものではないので、経過措置として、第4条から第15条まで、つまり審査の請求から結果報告、措置を講ずるまでの手続の規定のみ適用関係を規定することとしました。

なお、資料4-4は、本条例における審査の流れを図でお示ししたものでございます。御検討の際、参考としていただければと存じます。

大変長くなり恐縮ですが、以上で修正内容の御説明を終わります。

【赤嶺委員長】 ただいま説明がありましたとおり、事務局に法的な観点等からの文言の整理を行わせたものでありまして、当初の趣旨や枠組み等は変わっておりません。ただし、この内容は本日初めて提示することになりますので、再度持ち帰りとする必要があると考えております。そのため、本日は、前回提示した条例（案）と議会倫理のルール化に対する市長からの回答にあった第三者による審査の仕組みに関する各会派からの意見を確認した上で、修正後の条例（案）を各会派に持ち帰っていただき、次回以降、改めて協議していきたいと考えております。

そこでまず、前回提示した条例（案）及び市長からの回答にあった第三者による審査の仕組みに関して、皆様から御意見があるか、確認してまいりたいと思います。

【石田委員】 どういうことですか。

【赤嶺委員長】 前の条例（案）、前回配付になって、持ち帰ってもらった条例（案）について、まず意見等があるか。

【石田委員】 前の条例（案）に関して意見が幾つかあるので述べていきます。

第3条の（5）です。「本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を行使しないこと。」とあるのですが、副市長とか、教育長とかは議会で議決するのではないですか。これは大丈夫なのですか。事務局に確認したい。特別職が除外される書き方ではないから。

【議事係長】 本市の職員の採用、昇任、配置換えですので、副市長はこれに該当いたしませんので、問題ないと思います。

【石田委員】 該当しないということが私は理解できていないので、そこを説明してもらっていいですか。

【赤嶺委員長】 この部分は従来の規則（案）でもそのままだったと思います。そもそも規則（案）を取りまとめたのは私たち議員で、事務局ではないです。

暫時休憩します。

午後1時49分 休憩

午後1時52分 再開

【赤嶺委員長】 再開します。

【石田委員】 これは誰かに聞くとかではなくて、意見なのですから、（６）に「政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある」と書いてあって、第３条の（７）でも後半で「侵害するおそれのある言動」と書いてあるのですね。「おそれのある」となると、規制の範囲が非常に広範になってきてしまうということで、これは、言っているのかな、言っていないのかなという、かなり言論を萎縮させる効果があるというのは一般論として言われていることなので、ここに関して、今後条例ができたなら、逐条解説とかで詳しくやっていくのか。そういう議論はまだされていないと思うので、ここは課題だなと思います。

あと（８）です。「他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。」も、何が名誉毀損で、何が人格を損なう行為なのかということが、最後は裁判所に行くまで分からないので、これはもう少し具体的に書かなければ非常に広範な規制になってしまいますから、リーガルの問題があるのではないかなとは感じます。リーガル上の問題だけではなくて、運用上も非常に問題があると懸念します。これは意見です。

あと「（１０）職務上知り得た情報を不当な目的のため」という、この「不当な目的」とは何なのかということが明確でなければ、これも非常に広範な規制になるのではないかと懸念します。

【赤嶺委員長】 ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では続いて、市長からの回答にございました第三者による審査の仕組みに関して御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、本日事務局から示された、先ほど説明があった新しいやつです。修正後の条例（案）についても、現段階で御質問等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 先ほどお話しさせていただいたとおり、これは今日持ち帰りになりますので、後ほど会派の皆さんと確認した上で、何か疑問点とかがあれば事務局にお問合せいただければと思います。

それでは、改めて確認します。本件については、修正後の条例（案）について、再度各会派に持ち帰っていただき、次回以降、協議するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのようにいたします。

次に、資料４－５、大和市議会議員政治倫理条例施行規程に規定する内容（案）として、前回持ち帰っていただいた２点について順番に確認していききたいと思います。１点目は審査結果が決定した際の公表方法で、２点目は措置を講じた際の公表方法でございます。それぞれの例として、市議会ホームページへの掲載、市議会だよりへの掲載、プレスリリース、記者会見というものでございました。既に各会派の考えを取りまとめていただいていると思いますので、順番に確認してまいります。

ではまず、自民党・新政クラブ。

【中村委員】 審査結果の公表については市議会のホームページで公開するということで、重大性に鑑みて、第９条第２項第１から第３の場合はプレスリリースをします。記者会見を行うかどうかは審査会委員長または審査対象者が判断するという意見です。

【赤嶺委員長】 次に公明党。

【鳥淵委員】 まず、審査結果が決定した際の公表方法については、市議会ホームページへの掲載と

市議会だよりへの掲載については、第9条第2項の第1から第5、プレスリリースについては第1から第3、記者会見については第1のみということです。2番の措置を講じた際の公表方法についても同じです。

【赤嶺委員長】 自由クラブ。

【河内委員】 こちらの政治倫理審査の手続を踏んだ上で、原案のとおりで大丈夫です。

【赤嶺委員長】 公表に関する御意見はありますか。

【河内委員】 特段ないです。

【赤嶺委員長】 次に日本共産党。

【堀口委員】 検討事項の1と2で市議会だよりへの掲載というところなのですが、議会だよりが次号からA4化されて、紙面の関係でどこまで……。もちろんお伝えしなければいけないことだとは思いますが、紙面がどこまで割けるのか、ちょっと懸念されるのかなというところで、そういった意味でも、ホームページを充実した上で、ホームページへの掲載、必要に応じてプレスリリース、記者会見というところなのかなと思いました。

【赤嶺委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【布瀬委員】 日本共産党さんと同じような意見なのですが、議会だよりの紙面がかなり縮小していく方向性になっていますので、やはりそこではアナウンスだけをする、詳細についてはホームページへつないでいくような方法しか取れないのかなと考えていますが、事の内容によってどうしたらいいのか。例えば紙面を増やしてでも、きちとした形で市民に周知すべきなのかとか、そういったところはその時々で話し合えばいいのかなと思います。内容によってどこまでするか、プレスリリースするか、記者会見するかとかいうのも、その時々で話し合う、協議して決定していくという丁寧な方法が必要だと考えています。

【赤嶺委員長】 虹の会。

【石田委員】 アナログの紙面で出していくというのは、かなり制限があらうかと思っているので、時と場合というか、状況を見なければいけないと思うのです。代表質問に関しては代表者の方の一般質問……。

【赤嶺委員長】 今、協議しているのは、審査結果が決定した場合の公表方法と措置を講じた際の公表方法です。

【石田委員】 ずれていました。失礼しました。倫理審査の結果が出た場合の公表方法ですね。基本的にアナログの紙面は限定的、つまり紙面、スペースの規制があるので出すのは難しい。もしどうしても出す必要があるのであれば、特別枠、特例号みたいなものをつくるというのはなしではないかなと思います。

【赤嶺委員長】 補正予算を組めるのかな。

【石田委員】 ただ、基本的にはホームページで公表する。記者会見するかどうかというのは、市議会の中で決めたらいいいのではないですか。物の重さによって、例えば人をひいてしまったとか、かなり報道等もされて、しっかり開けた場所で説明しなければいけないという状況になったときには、当然求められるものでしょうから、状況と次第によって、やるか、やらないかという判断は必要かとは思いますが、やる、やらないを最初から決めるような類いのものではないと思います。

【赤嶺委員長】 立憲民主党。

【堀合委員】 ホームページへの掲載は基本、絶対ですね。内容が非常に重大だと判断できる場合は、記者会見とプレスリリースも検討する。

【赤嶺委員長】 では、大和維新× i R A I S E。

【村田委員】 特に異論はございません。

【赤嶺委員長】 各会派のお考えを確認させていただきました。本件は、持ち帰りとなりました条例案を先に固めてから意見をまとめていく必要があります。条例にひもづく規則ですので、本日は各会派の考えを聞いた上で条例案と併せて、持ち帰って御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。それでは、本日はお手元の資料４－３の文言修正案と公表方法を各会派にお持ち帰りいただき、次回以降の協議とさせていただきます。

次回以降は条例制定に向けてまとめ上げに入っていくものと考えますので、各会派、お考えをまとめてきた上で、出席をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 では、そのように決定いたします。

【赤嶺委員長】 次に日程５、「市議会政策研究会」及び「代表質問」に関する議長への報告について、資料５と参考として日程２で用いた資料３－２を御覧いただきたいと思います。本件は、資料３－２の本実行委員会の決定事項に関する申入れに対する市長からの回答のうち、回答項目４及び８について本実行委員会での結論として議長に報告するもので、特に８については、文言を正副委員長が作成し、委員に提示した上で提出することが前回の本実行委員会で既に決定しております。

まず１について、回答項目４の市議会政策研究会については市側から特に意見がなかったため、今後、設置に向けて協議を進めていくという形にしています。

次に２については、市側から代表質問を実施する趣旨や一般質問との違いの明示、また、現行の一般質問の日程及び時間の範囲内で行うことが必要との意見がございました。これらは既に本実行委員会で合意されているとおりの内容で市側の意見に対応できることから、その内容を記載したものでございます。具体的には、日程は現行どおり３日間であり、初日の一般質問を代表質問に変える、３月定例会のみ実施する、代表質問の実施は各会派の判断によるものであり、質問内容は自由とする、代表質問に登壇した議員は一般質問を行わず、時間も従来どおりとなるというものでございます。本件について意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【赤嶺委員長】 それでは、このとおり議長に提出したいと思います。その後、議長から議会運営委員会に報告され、合意が得られれば、議長名で市側に提出することを想定しております。御了承ください。

【赤嶺委員長】 日程6、協議事項の進捗状況について、資料6を御覧いただきたいと思います。本実行委員会の協議事項の進捗状況について更新したものを配付させていただいております。前回からの修正箇所は、いつもどおり、タブレットのペーパーレス会議システムに格納している資料では赤文字、太字になっておりますので、各自御確認いただきたいと思います。

なお、資料6の1ページ目のナンバー1のうち、一般質問を一問一答にしていく、自席マイクの導入の内容欄の下線部「後日配信についても、配布資料を見ることが出来るようにする」と5ページ目の一番下、ナンバー43の内容欄「本会議、委員会で配付された資料を議会HPや議事録検索のページに添付する」については、市議会インターネット映像配信の事業者と議事録検索システムの事業者を確認したところ、配付資料の掲載は技術的に不可能との回答がありました旨、事務局から報告を受けました。したがって、現状ではこの2件は実現できないということで処理することになります。何かありますか。

【布瀬委員】 今、委員長から説明いただいた内容がちょっと理解できていない状況なのですが、ただ、配付資料について、今、議会のホームページも広報委員会で広報紙のA4化に向けて話し合いを行う予定にしていますので、配付資料は議事録と併せて閲覧できるような形にすればいいのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

【赤嶺委員長】 先ほど説明させていただいたのは、現状の録画配信の映像と併せて配付資料を見ることができない、同時に開けないことが確認できたということです。ナンバー43についても同様に、対応不可という回答をいただいているところでございます。

【石田委員】 ライブ放送、ライブ中継で資料を同時に開くことはできないという結論に至ったということなのですが、ちょっと確認させてほしいのですが、例えば中継を見ているブラウザを半開きにして、もう一個のブラウザで市議会のライブ中継をクリックしたらPDFが開きますみたいな資料は見られるのかなと思うのですが、これができないという結論に至った理由を知りたいのですが。

【赤嶺委員長】 先ほどからお話ししているように、今の録画配信のシステム上で開くことができない。ユーザーがそうやって開きたいなら開けますよ。

【石田委員】 システム上で全部完結する必要はないかと思うので、ライブ中継につながっていくリンクの中で、今日の資料はこれとこれと、これというふうに貼り付けておく、ユーザーが望めば、そのように自分で開いて、見ることはできるという環境整備まではできるのかなと。ただ、ライブ中継モードに入ったときに、中継の画面と同時にZoomみたいに横にスライドしたら資料が見られるみたいなところまではちょっと難しいというのは理解したのですが、その手前のところでできることはあるかなと思うので、そちらの方向性で進めていければいいのではないかなと思いました。

【赤嶺委員長】 本件は御報告でございます。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【赤嶺委員長】 では日程7、次回の日程についてでございます。

次回の本実行委員会の開催は5月15日（金）の10時からとなりますので御了承ください。このメンバー、委員で行う委員会は今日が最後になります。ただ、次回も全員残って、そのままという可能性もゼロではないので、もし会派内で議会改革実行委員会の委員が交代する場合は、その旨、しっかりとお伝えいただきたいと思います。

【石田委員】 最終決定は委員長が……。

【赤嶺委員長】 形式上、もう予定を組まないと開けないのです。よほどの事情がない限り、次回の予定は5月15日（金）の10時からといたしますので、次回委員として参加される方は日程の確保をお願いしたいと思います。

それでは、以上で本日の議会改革実行委員会を閉会といたします。皆様、御協力ありがとうございました。

午後2時13分 閉会